

令和8年度 向陽学府小中一体校防火設備定期調査業務仕様書

1 目的

建築基準法第12条の3に基づく防火設備の定期調査及び報告業務について、有資格者による検査を実施する。

2 対象施設

向陽小学校・向陽中学校（向陽学府小中一体校）磐田市向笠竹之内1162番地の2

3 業務期間

契約日の翌日から令和8年12月4日まで

（ただし報告書類は令和8年11月28日までに静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。）

4 業務内容及び回数

防火設備定期検査報告 1回 （夏休み期間中が望ましい）

5 対象設備

防火設備（別添 防火区画図を参照）

(1) 連動制御盤 連動操作盤	1式
(2) 感知器 煙感知器	38個
(3) シッター煙連動付 ヒューズ無	13台
(4) 防火扉 非常扉	25台
(5) 蓄電池 予備電源	1式
(6) 配線点検 絶縁測定	1式

6 検査の実施

(1) 一括再委託等の禁止

- ① 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめ発注者の承諾をえなければならない。
- ③ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又はその名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(2) 検査者の資格

一級建築士、二級建築士、防火設備検査員のいずれかの資格を有していること。

(3) 契約締結後速やかに、「検査員の一覧名簿」を提出すること。なお、同一

覧名簿には、検査を行う物件について、防火設備検査員等の報告、記載をするものとする。

- (4) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員の資格を証明する免状等の写しを提出すること。
- (5) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員と受注者間の雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し）を提出すること。
- (6) 検査時には、身分証明書の写し及び雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し等）を提出すること。
- (7) 検査に必要な機材は自らの保有する機材にて実施すること。

7 定期調査報告書（業務完了報告書）の作成及び提出

防火設備の定期検査については、調査終了後、報告書類一式（生・副）を作成し、磐田市に代わり、報告書類一式を静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。また副本を磐田市へ提出すること（原則電子媒体での提出）。提出書類一式の詳細は静岡県公式ホームページを参照すること。

8 業務規律

調査を実施するに当たっては、下記に留意すること。

(1) 検査日時の決定

検査員は学校へ連絡して、検査日時を決め日程表を作成し、磐田市へ報告すること。

(2) 検査日時の厳守

点検・検査日時は慎重かつ無理のないように決め、約束した調査日時は厳守すること。

(3) 検査の実施

検査の実施にあたり、「点検作業員の一覧名簿」に記載された者が、自らの保有する点検に必要な機材を用いて点検をおこなうこと。

(4) 検査の安全確認

点検・検査を実施するにあたっては、安全性について十分確認した上行う。危険が感じられた場合は速やかに次善の安全な方法に切替えること。

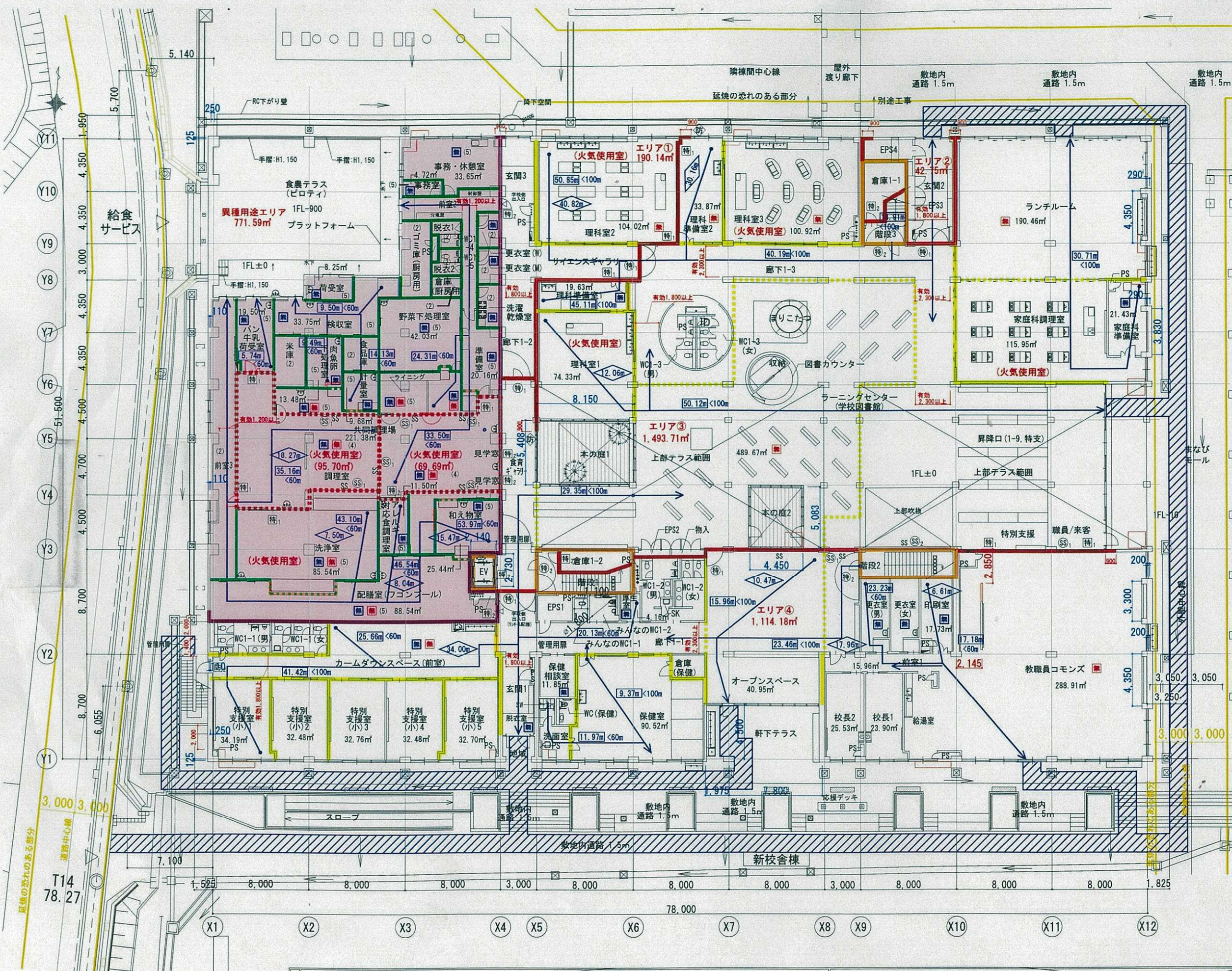
(5) 学校授業の妨害、器物等の損傷の防止

学校授業の妨害とならないように配慮するとともに、建物・機器・器具等に損傷を与えないよう留意すること。

9 秘密保持義務

検査業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又は自己の利益の

ために使用してはならない。



防火区画凡例

- 面積区分 (兼用 防火区画)
 - 壁穴区分 (兼用 面積区分・防火区画)
 - 異種用途区分 (兼用 面積区分・防火区画)
 - 消防法施行令第13条区分 (200㎡以下)
 - 防火区画 (間仕切壁)
 - 防火区画 (垂れ壁) 特記なき限り (H=500)
 - 令114条区分
 - 令114条区分 (天井内)
 - 延焼の恐れのある部分
 - 特1 特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
 - 特2 特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
 - 特3 特定防火設備: 煙感連動同時閉鎖式 遮煙性能なし
 - 特4 特定防火設備: 煙感連動同時閉鎖式 遮煙性能あり
 - 防1 防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
 - 防2 防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
 - SS1 特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能なし
 - SS2 特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能あり
 - 不燃扉: 常時閉鎖式 上部垂れ壁H=300以上
 - 令第126条の3. 自然排煙区域
 - (1) 告示第1436号第3号のへ (1)
 - (2) 告示第1436号第3号のへ (2)
 - (3) 告示第1436号第3号のへ (3)
 - (4) 告示第1436号第3号のへ (4)
 - (5) 告示第1436号第3号のへ (5)
 - 排煙窓無窓居室 (令第126条の3の2第一号)
 - 採光窓無窓居室 (令第116条の2第一号)
 - 避難経路
 - 内の数字: 歩行距離
 - ◇内の数字: 重複歩行距離
 - F 消火器
 - ◀ 代替出入口 (幅 75cm, 高さ 120cm以上とする)
 - ▶ 代替出入口算定ライン
- ※PS, DS, EPS内は水平区分とする。

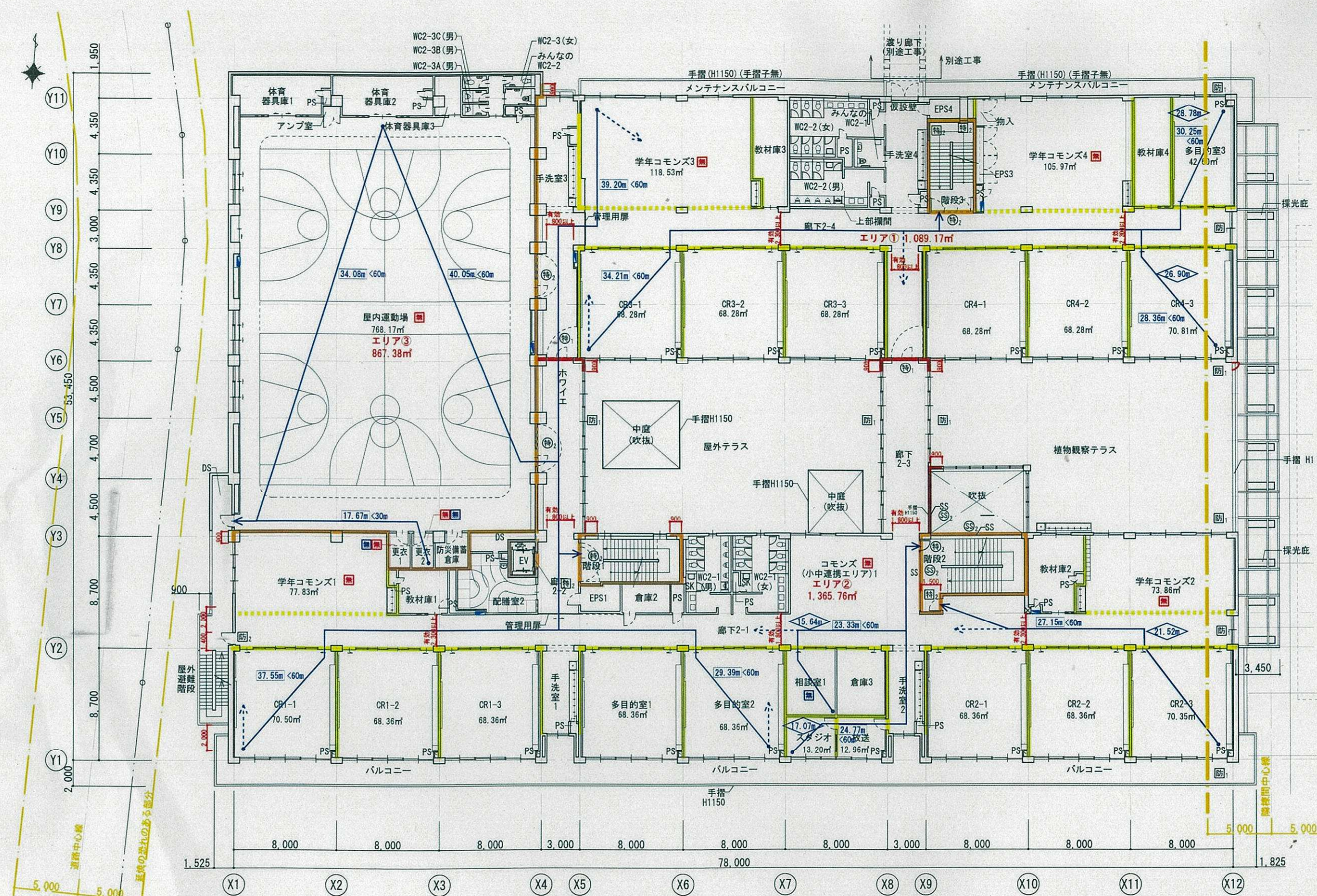
屋内階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
必要寸法	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段1	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段2	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段3	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下

屋外階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
必要寸法	900mm以上	900mm以上	260mm以上	160mm以下
屋外階段	900mm以上	900mm以上	260mm以上	160mm以下

・手摺 幅 100mm以内
・階段の構造は全てRC造とする



防火区画凡例

■	面積区画 (兼用 防煙区画)
■	壁区画 (兼用 面積区画・防煙区画)
■	異種用途区画 (兼用 面積区画・防煙区画)
■	消防法施行令第13条区画 (200㎡以下)
■	防煙区画 (間仕切壁)
■	防煙区画 (垂れ壁) 特記なき限り (H=500)
■	令114条区画
■	令114条区画 (天井内)
■	延焼の恐れのある部分
防1	特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
防2	特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
防3	特定防火設備: 煙感連動随時閉鎖式 遮煙性能なし
防4	特定防火設備: 煙感連動随時閉鎖式 遮煙性能あり
防5	防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
防6	防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
防7	特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能なし
防8	特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能あり
防9	不燃扉: 常時閉鎖式 上部垂れ壁H=300以上
防10	令第126条の3、自然排煙区域
防11	告示第1436号第3号のへ (1)
防12	告示第1436号第3号のへ (2)
防13	告示第1436号第3号のへ (3)
防14	告示第1436号第3号のへ (4)
防15	告示第1436号第3号のへ (5)
防16	排煙窓無窓居室 (令第128条の3の2第一号)
防17	採光窓無窓居室 (令第116条の2第一号)
—	避難経路
口	口内の数字: 歩行距離
◇	◇内の数字: 重複歩行距離
F	消火器
代	代替出入口 (幅 75cm、高さ 120cm以上とする)
代	代替出入口算定ライン

※PS、DS、EPS内は水平区画とする。

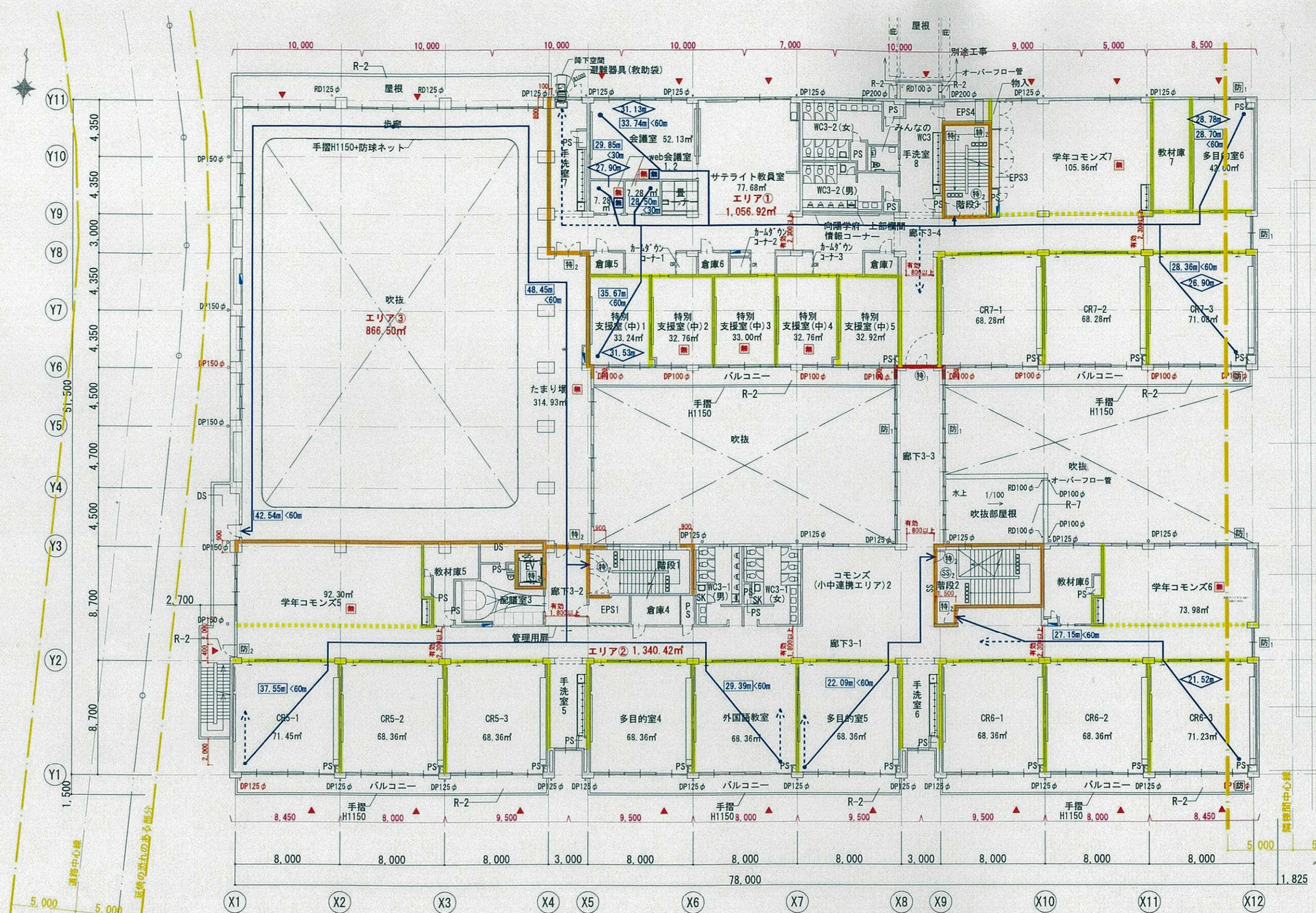
屋内階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
必要寸法	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段1	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段2	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段3	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下

屋外階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
必要寸法	900mm以上	900mm以上	260mm以上	160mm以下
屋外階段	900mm以上	900mm以上	260mm以上	160mm以下

・手摺 出幅 100mm以内
・階段の構造は全てRC造とする



防火区画凡例

—	面積区画 (兼用 防火区画)
—	堅穴区画 (兼用 面積区画・防煙区画)
—	真摺用途区画 (兼用 面積区画・防煙区画)
---	消防法施行令第13条区画 (200㎡以下)
---	防煙区画 (間仕切壁)
---	防煙区画 (垂れ壁) 特記なき限り (H=500)
---	令114条区画
---	令114条区画 (天井内)
---	延焼の恐れのある部分
特 ₁	特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
特 ₂	特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
特 ₁	特定防火設備: 煙感連動同時閉鎖式 遮煙性能なし
特 ₂	特定防火設備: 煙感連動同時閉鎖式 遮煙性能あり
防 ₁	防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
防 ₂	防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
SS ₁	特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能なし
SS ₂	特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能あり
不燃	不燃材: 常時閉鎖式 上部垂れ壁H=300以上
令126条の3	令126条の3、自然排煙区域
(1)	告示第1436号第3号のへ (1)
(2)	告示第1436号第3号のへ (2)
(3)	告示第1436号第3号のへ (3)
(4)	告示第1436号第3号のへ (4)
(5)	告示第1436号第3号のへ (5)
■	排煙窓無窓居室 (令128条の3の2第一号)
■	採光窓無窓居室 (令116条の2第一号)
—	避難経路
□	□内の数字: 歩行距離
◇	◇内の数字: 重複歩行距離
⊕	消火器
▲	代替出入口 (幅 75cm、高さ 120cm以上とする)
—	代替出入口算定ライン

※PS、DS、EPS内は水平区画とする。

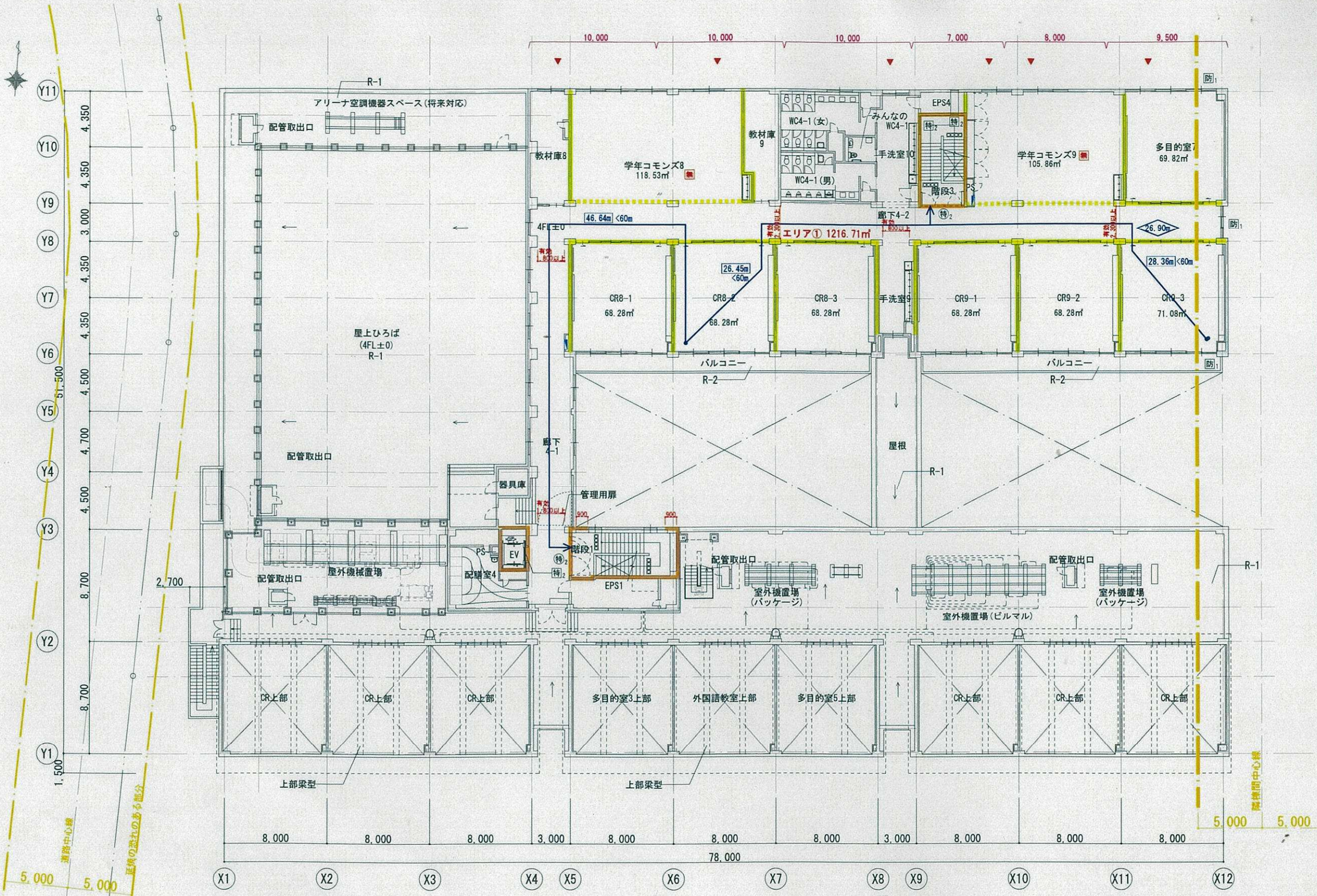
屋内階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
必要寸法	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段1	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段2	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段3	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下

屋外階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
必要寸法	900mm以上	900mm以上	260mm以上	160mm以下
屋外階段	900mm以上	900mm以上	260mm以上	160mm以下

・手摺 出幅 100mm以内
・階段の構造は全てRC造とする



防火区画凡例

	面積区画 (兼用 防煙区画)
	堅穴区画 (兼用 面積区画・防煙区画)
	異種用途区画 (兼用 面積区画・防煙区画)
	消防法施行令第13条区画 (200㎡以下)
	防煙区画 (間仕切壁)
	防煙区画 (垂れ壁) 特記なき限り (H=500)
	令114条区画
	令114条区画 (天井内)
	延焼の恐れのある部分
	特1 特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
	特2 特定防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
	特3 特定防火設備: 煙感連動随時閉鎖式 遮煙性能なし
	特4 特定防火設備: 煙感連動随時閉鎖式 遮煙性能あり
	防1 防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能なし
	防2 防火設備: 常時閉鎖式 遮煙性能あり
	SS1 特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能なし
	SS2 特定防火設備: 煙感連動 スチールシャッター 遮煙性能あり
	不燃: 常時閉鎖式 上部垂れ壁H=300以上
	令126条の3、自然排煙区域
	(1) 告示第1436号第3号のへ (1)
	(2) 告示第1436号第3号のへ (2)
	(3) 告示第1436号第3号のへ (3)
	(4) 告示第1436号第3号のへ (4)
	(5) 告示第1436号第3号のへ (5)
	排煙窓無窓居室 (令128条の3の2第一号)
	採光窓無窓居室 (令116条の2第一号)
	避難経路
	口内の数字: 歩行距離
	口外の数字: 重複歩行距離
	消火器
	代替出入口 (幅 75cm、高さ 120cm以上とする)
	代替出入口算定ライン

※PS, DS, EPS内は水平区画とする。

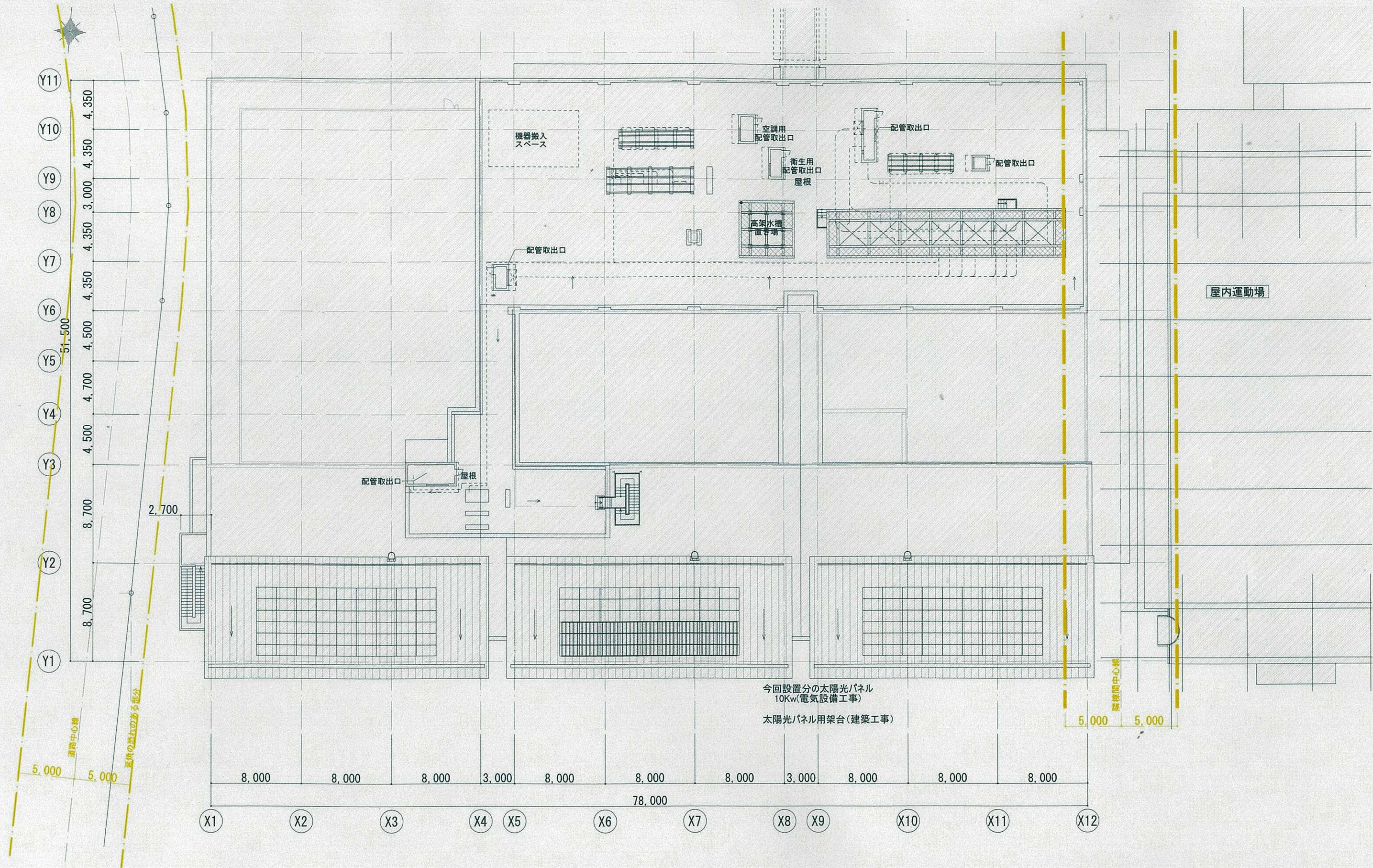
屋内階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
階段1	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段2	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下
階段3	1,400mm以上	1,400mm以上	260mm以上	160mm以下

屋外階段仕様

名称	幅員寸法	踊場幅員寸法	踏面寸法	蹴上寸法
屋外階段	900mm以上	900mm以上	260mm以上	160mm以下

・手摺 出幅 100mm以内
・階段の構造は全てRC造とする



製図	検印	納品検査	訂正	特記	令和5年度 向陽学府小中一体校建設工事(建築)	図面内容 屋根伏図 新校舎棟 (仮使用)	図面番号 申-110
				向陽学府小中一体校整備事業	縮尺 1/300	区分 建築意匠図	